

## 第9回三重県手話言語に関する条例検討会（議事概要）

日 時：平成28年3月22日（火）14:05～15:40

場 所：議事堂6階601委員会室

出席者：三重県手話言語に関する条例検討会委員13人

資料：検討会資料

資料1 「ろう者」の定義等について

資料2 三重県手話言語条例（仮称）正副座長案  
（委員提出）議会の役割条文案

**委員：**ただ今から、第9回三重県手話言語に関する条例検討会を開催します。

冒頭に、前回の検討会において、事務局に対し、次の3点について調査するよう指示をしました。

1点目が、鳥取県及び群馬県の手話言語条例において、「ろう者」の定義を設けなかった理由と「ろう者等による普及啓発活動」の規定に関する考え方について。2点目は、「大学の自治」における「大学」には、高等学校の専攻科や高等専門学校は含むか。3点目は、他の都道府県の条例において、議会の責務・役割について規定している事例があるか、また、規定している場合は、どのように規定しているか。これらについて、事務局から報告を受けます。

**事務局：**それでは、前回調査依頼のありました件についてご報告申し上げます。

資料の1の方で、鳥取県と群馬県につきましては、ろう者の定義を設けなかったということで、それに関して議論があったか、各県に確認させていただきました。まず、鳥取県におきましては、条例の検討過程で「聴覚障がい者」という言葉か「ろう者」という言葉かどちらを用いるかという議論がありましたが、こちらにつきましては、団体に意見を求めたところ「ろう者」という意見があったので、「ろう者」を用いることにしましたが、定義を設けるかどうかにつきましては、鳥取県では特に議論がなかったということです。それから、群馬県につきましては、定義を設けるかどうかの議論があったんですけども、執行部から法令上定義がないものについて、条例で独自の定義を設けた場合、現行法令で使われている聴覚障がい者との関係で疑義が生じないか、などの意見があったため、ろう者の定義を設けないことにした、ということでございます。また、三重県内の関係団体からも意見を聴くようにということでしたので、聴覚障害者協会、手話問題通訳研究会の方から意見をいただいたところ、回答の方について簡単にご説明させていただきます。最終的には「ろう者」の定義は、団体としては必要ないと考えているということで、その理由が3点ほどあります。1点目は、手話を使用するのがろう者だけとは限らず、中途失聴者や難聴者にも手話を使用している方がおり、手話を使用する県民があらゆる場面

で手話による意思疎通を行い社会参加が確保され、安心して暮らせる全体的な条例を求めているということ。それから2点目としては、法律的には「ろう者」という定義がないということで、法律で使用されている語句の範囲内であってほしいということ。3点目としては、ろう者というのは自らのアイデンティティにより称するものであって、条例で定義付けるということ自体が逆に危険ではないかということで、ろう者、難聴者、中途失聴者それぞれ本人のアイデンティティによって本人が称するものなので、条例で定義づけるのは個人の意志を尊重しないものになるように感じるということ。こういった意見をいただいております。あわせて、手話の普及についても意見をいただいております。こちらの方については、鳥取や群馬の方では施策の条項があるので、あえて手話の普及等についての定義がなかったのですが、神奈川県は施策がないので、手話の普及という施策についての定義を行ったのではないかということです。三重県の条例につきましては、施策の方をきっちり書いていただいて、項目を設けていただくことによって、手話の普及という用語の定義はいらないんじゃないかなという答えをいただいております。さらに、この意見につきましては、松阪市、伊勢市の条例検討のときにも表明しており、団体としましては、手話を使って生活をしている聴覚障がい者、ろう者、難聴者、中途失聴者全てを含む方々が、手話言語条例によって、手話を通じて、情報保障や社会参加、人権が保障される条例であってほしいと要望していますという意見もいただいております。それから2番目ですけれども、基本的施策におけるろう者等による普及啓発の規定ということで、これは鳥取県、群馬県方で、県民の役割の中でろう者が手話の普及に努めることという規定があるのと、それから施策の中でもろう者等による普及啓発ということで、重なった内容が規定されているので、そういった議論があったかどうかということについて確認させていただきました。まずは、鳥取県、群馬県とも基本的には内容が重なっているというような指摘があって議論があったということはまったくないということです。鳥取につきましては、第6条の県民の役割については心構えとしての規定、それから第14条の施策の方については、条例に基づいて実施する施策の1つとして規定しているのだと理解をしているということでございます。群馬県の方は特にそういった議論はなかったんですけれども、ろう者等による普及の部分について、ろう者の団体という言葉が群馬県の方で使われておりますので、それについて定義するかどうかという意見はあったということですが、県民の役割と施策で重なっていることに関しての指摘というのは、特に検討はなされなかったということでございます。

続きまして、大学の範囲に高等学校の専攻科、高専等が入るかという部分です。まず、大学の自治の趣旨につきましては、1番にありますように、「大学の自治とは大学が学術の中心として広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究することを目的にしているということに鑑み、学術の自由を保障するた

めに大学の自主性を尊重する制度と慣行をいう」ということで、法律に明記はないですが、最高裁の判例等で大学の自治ということが判例としてでております。大学という該当性につきましては、研究を行う教育機関であることが大学の基準ということになってくるということでございます。そして、高等学校の専攻科、高等専門学校についてはそれに該当するかということで、学校教育法の方でそれぞれの定義を定めておりますので、例えば、高等学校の専攻科につきましては、高等学校を卒業した者等に対して、「精深な程度において、特別な事項を教授し、その研究を指導すること」となっており、研究を行う教育機関には、こちらの方は該当しないということで、高等専門学校につきましても、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」ということで、高等学校の専攻科及び高等専門学校はいずれも研究を行うことを目的としないということから、大学の自治を受ける大学には該当しません。専修学校についても、同様にその目的が「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ること」ということが目的とされていまして、大学には該当しないということでございます。

最後に、議会の責務等の規定につきまして、他県の条例で議会の責務を規定している例があるかということで、かなり全県に渡っての話なので、なかなか悉皆に調べるのは難しかったですけれども、名古屋大学にデータベースがございまして、こちらの方で2013年時点のもので、全県下の条例を網羅しており、その後も適宜更新をしているということで、そちらの方で検索させていただいた結果、次に挙げる例がございました。まず1つ目は、政策に係る条例の中で、議会の責務を規定している例としまして、神奈川県自治基本条例、こちら知事提出ですが、こちらの方に議会の責務という規定がございました。読ませていただきます。第10条として、「議会は、議事機関として県民の多様な意見を集約し、県の意思決定を行わなければならない。議会は、知事とのけん制及び調和の関係のもとに県政運営を監視しなければならない。議会は、県民に開かれた議会運営を行わなければならない。」ということで、県の自治の基本理念を定めた条例の中で本質的な議会の責任というものを規定されております。それから2番目に、政策に係る条例以外のもので議会の責務を規定しているものとしましては、議会の情報公開条例というのがございまして、こちらの方は例にあげましたもの以外に、大阪、兵庫、岡山、広島、香川とかで、情報公開条例や個人情報保護条例で規定されているんですけど、いずれも同じような規定でありますので参考に1つご紹介させていただきます。県議会の責務、第4条、県議会は、この条例に定める公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し運用するとともに、公文書の保管と検索体制の確立に努めるものです。2、県議会は、この条例の解釈を及び運用にあたっては、個人に関する情報が十分に保護されるように配慮するものとする。ということで議会自身の情報公開条例に基づいて、議会がやるべきことを記載されているもの

でございます。それから政策に関する条例で議会の役割を規定している例としましては、2例ございました。1つが前回もご紹介させていただきましたが、三重県地域づくり条例の中で議会の役割ということで、第6条、議会は、地域づくりに関し三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）の趣旨にのっとり、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言等に努めなければならない。それから、鹿児島県の中小企業振興に関する鹿児島県民条例の中で議会の役割としまして、第10条、県議会は、基本理念にのっとり中小企業の振興に関し知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案並びに政策提言に努めなければならない。議会本来の役割をうたったものがございます。以上でございます。

委員：3点指示したことの報告をいただきましたが、これら報告について委員の皆さんの方から何かご質問はございますか。

委員：すごく細かいところですが、5ページの三重県地域づくり条例と中小企業条例について、この「及び」と「並びに」の順番はどちらが正しいのですか。何かルールがあったと思うのですが。

委員：もう1回お願いできますか。

委員：5ページの3番の知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言となっているんですけど、鹿児島の方は、事務の執行の及び評価、政策立案並びに政策提言ってなっているんですけど。

委員：三重県の場合は「及び」「及び」ときているのと、鹿児島は「及び」「並びに」とあるというのが、どちらの使い方が正しいかということですかね。

事務局：どちらが誤りと言うわけではないと考えておりまして、「及び」というのは同じものを並列につなぐものでございまして、それよりも「及び」でつながったものを大きくつなげるのが「並びに」という言葉でございますので、例えば鹿児島の例については、監視と評価を同等につなぐのが「及び」でして、監視及び評価、それと政策立案、政策提言大きいくくりをそれぞれ対等に結んでいくのが「並びに」というものになります。それで、三重県の地域づくり条例については、監視と評価を「及び」でつなぐ。政策立案と政策提言をつなぐのが後の「及び」とご理解いただきたいと思います。

委員：よろしいですか。

委員：はい。ありがとうございます。

委員：他ご質問ございますか。

委員：報告についてのみですか。

委員：報告についてです。条例は今から正副座長案を出しますので、その中の議論でして、全体としての報告は以上でいいですかね。前回までの宿題で出させていただきました分ということで、報告は終了させていただきます。

## 1 正副座長案の検討

**委員：** それでは、正副座長案の検討に入ります。資料2をご覧ください。前回の検討会での論点整理の結果に基づいて、検討会としての考えをとりまとめて正副座長案を作成いたしました。条文案の下には委員の意見を踏まえた整理の状況等を記載しております。それでは、正副座長案の項目ごとに議論していきます。第1目的について議論致します。条文案を記載していますので、事務局に朗読させます。

**委員：** 「第1 目的」。この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無に関わらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

**委員：** という文言で、前回皆さんから出た意見、主な意見3つ書いてありますが、それを網羅したというか、それを入れ込んだ形で、一応正副座長で目的の案文をつくらせていただきました。いかがですか。委員の皆さんからもしご意見とかご質問、ここはもうちょっとこうの方がいいんじゃないとか、この辺りわかりにくいとか、もしそういうのがあれば、おっしゃっていただけますか。目的は概ねよろしいですかね。では、目的の部分については、後にこれからまた会派で協議、それからパブリックコメントといきますけれども、検討会として正副座長案のこの内容でということではいかせていただきたいと思います。

それでは、次に、定義について議論をいたします。ろう者の定義については、前回の検討会では、他県において条例に規定していない例もあることから、その理由について調査した上で議論することとしておりました。他県の状況及び聴覚障害者協会等の意見については、先ほど事務局から報告があったとおりでありますが、これらの報告を勘案して、正副座長案ではろう者の定義を設けないのが適当であると考えました。この点について、委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。ということで、定義の項目は正副座長案には入れておりません。先ほどの報告をもとに。それでよろしいかどうかですが、ご意見ございますか。

**委員：** 声も上げさせていただきましたので、意見を述べさせていただきます。先ほどご説明いただいて、非常によくわかりまして、ありがとうございます。その上で2ページの最後に、ろう者を「手話を使用する市民とし」云々があつて、最後に、手話を通して情報保障や社会参加、人権が保障される条例であつてほしいというご要望をしっかりと反映させていただいているということであるんですけども、非常にわかった上で、逆に健常者の側からこの条例を読んだときに、いわゆる定義がないものですから、聴覚障がい者とろう者の関係があやふやな中で、これを見たときに聴覚障がい者全体の方のいわゆる保障がこの条例でされているという形をとると、ある程度少し誤認にはなるものですから、その辺だけちょっと心配なのかなという感覚があつたんですけども、その辺は全体を通して、

そんなに問題がないのであれば、このとおりでいいとは思いますが、その部分だけ少し気になっているところではありました。

**委員：**というご意見も踏まえて皆さんどうですか。今、言っていただいたように、その辺りの理解はもちろんこれから県民に対して説明をしていくときには必要である部分は当然あると思いますし、場合によっては、例えば、逐条解説等でフォローすることも必要かも知れませんが、いずれにしてもここでの議論の議事録で今、委員からも発言していただいて、その整理の発言も過去にさせていただいておりますので、条例自体で誤解が生じることはないのかなと考えます。その理解いただく努力は今後継続していく必要があると思っておりますが、ここにありますように、法律用語として、逆に定義することがまた逆に誤解を生むとか、その辺りのことも重要なポイントかなということから、今、委員からも無理に規定しないということでもいいのではないかというお話もいただきましたけど、その形でいいですかね。案としては、この定義についてはあえて設けないということで。ご理解いただく形よろしいですか。それでは、正副座長案には、今ここに示させてもらいましたとおり、定義については記載しないということとさせていただきます。

次に、「第2 基本理念」について議論いたします。条文案を掲載していますので、事務局に朗読させます。

**事務局：**「第2 基本理念」。目的に規定する共生社会の実現は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者及びろう者以外の者が相互に意思疎通し、又は情報を取得若しくは利用する手段として必要な言語であるという基本的認識の下に、図られるものとする。

**委員：**ということで、目的を書かせていただきましたが、この条例案につきまして、委員の皆さんの方からご意見はございますか。ここでは、前回の意見でも委員の皆さんから特に多かったのが、手話独自の言語体系を有する文化的所産であり、文化的な違いがあることを明確にするべきとか、あるいは意思疎通を手話で行う権利というのも尊重すべきなんだと、ここが基本理念として一番押さえてほしいという部分のメインだったかなと思っておりまして、その辺りを書かせていただきました。それからここに2つ目で書きましたように、ろう者及びろう者以外の者の相互の意思疎通の整理というところで、ろう者同士の意思疎通はどうなんだという話もありましたので、その辺りも意思疎通も含むということで整理をして、「ろう者及びろう者以外の者の相互の意思疎通」という表現には案としてさせていただきますが、いかがですか。よろしいですか。では、このようにさせていただきます。

続きまして、「第3 県の責務」について議論します。条文案を掲載していますので、事務局に朗読させます。

**事務局：**「第3 県の責務」。①県は、基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境

の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

②県は、ろう者及び手話通訳を行う者の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

③県は、ろう者である県外からの観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して県内の観光地等を訪れることができるよう、観光地等における手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

**委員**：ということで、ここにつきましては、3番の項目がこの間議論で出ていました部分を付け加え、県民の責務のところに入れるということでしたので、そういう案をつくらせていただきました。この条文案について、委員の皆さんからご意見はございますか。

**委員**：3番のところ、今、県はろう者である県外からの観光旅客と書いてあるんですが、県内からみえた観光旅客のことがあるので、県外からという言葉はいるのかなと思うんですが。

**委員**：これについては事務局どうですか。あえてこれ県外から、県内からはもうその前段のところに含まれているという認識でよかったんではなかね。確か、前回の検討会での議論のときに、観光客もとにかく一応県内の、別に特出ししなくてもこの条例には含まれるんだけれども、あえて意識を出すために、県外から来ていただく観光客に対するという部分は強調しても、三重県としての特色はあえて出すべきではないかという議論があったように記憶してしまっていて、あえて観光客だけ特出しする必要は本来はないんだけれども、京都の事例もあるように、三重県もこれから外から来ていただく方に対してというのを強く打ち出した条例にしていこうという議論があったかなと思ってしまっていて、そういう意味では、もう一度事務局に確認なんですけど、県内からの観光客は当然条例の中に含まれているんだけれども、あえて特出しするという意味で、県外からという受け止め方かなと思っているんですが。

**事務局**：おっしゃるとおり、3番につきましては1のところに含まれているものを特出しという形になりますので、県外を抜いてしまうと1との差別化というものがあまりなくなってくるので、そういう意味では県外からということも文言として入れさせていただいたということでございます。

**委員**：という前回の議論だったかなというふうに思っていて、よろしいですか。

**委員**：そういう趣旨であれば、それでいいと思うんですが、3のところは観光という言葉が初めて出てきますので、1番の中に県内の観光が入っているのかなというニュアンスだけの話です。

**委員**：1番のところには当然基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進したりするのは、もちろん観光に対してもそうですし、さまざまな施策に対してこれは当てはまるということで捉えられると思いますので、非常にそういう意味では広い意味で捉えてもらっていいと思いますけどね。よろしいです

かね。

委員：それで結構です。

委員：他いかがですか。この県の責務のところ。

委員：2項の県の役割でいうと、基本理念に対する県民の理解を深めるものとするという施策の意義がぼけるかなと思うんですけど、「県は」という主語になっており、ちょっと具体的な県の施策としては、違和感を感じたんですけど、これはこういう表記もあるんですかね。

委員：事務局からどうぞ。

事務局：特に「深めるものとする」という表記自体もございます。他県におきましては、「理解を深める」で止めているような部分もございます。

委員：どうですか。「深めるものとする」という表現。

委員：意味は分かります。県民の皆さんの理解を深めるように県も積極的にというのは分かるんですけど、なんか、例えば、後で出てくるんですけど、第5条の県民の役割との第1項との違いがちょっとわかりにくいと思っているので、また第5条のところで議論させてください。

委員：いいですか。

委員：はい。

委員：じゃあ、ちょっと第2項の基本理念に対する県民の理解を深めるものとするという最後の表現については、もう少し時間かけて、第5条のところでもう一度議論したいということで承りました。他いかがですか、この第3条のところ。

委員：事務局には短期間にいろいろ調べていただいてありがとうございます。また、正副座長には短い時間の中で案を出していただいてありがとうございます。この3番なんですけど、確認なんですけど、この2行目の「観光地等」の「等」に含まれるところですけども、前の文の観光地、それと滞在先、それと来訪先の理解でよろしいでしょうか。

委員：そのつもりでしたが、事務局に確認します。前の文の観光地、来訪先、滞在先ということの後文のところ観光地等という表現にしているという理解でよろしいかどうか一応確認をさせてもらえますか。

事務局：当然観光先、滞在先も入るんですけど、観光客が当然滞在先だけにいるわけではないので、そこも含めて広く観光地等を訪れると。県の観光者が訪れる場所全てを指すというふうに理解しております。

委員：そういう広い意味でということですが。

委員：確認だけなので、ありがとうございます。

委員：よろしいですか。他いかがですか。この第3条のところは。よろしいですかね。それでは、この第2項のところだけ少し最後の表現の仕方を第5条で議論させていただきますが、他はこの形でということでもよろしく願いをいたします。

続きまして、次に議会の責務について議論したいと思います。議会の責務については、前回検討会において、委員より条文案を示したい旨申し出があり、



引き続き議論を行うこととしておりました。委員より条文案とその趣旨について提出をいただいております、今回、別の委員の方からも提出をいただきましたので、お二人の委員から順次この条文案と趣旨について説明いただけますか。

**委員：**お時間いただきましてありがとうございます。条文案なんですが、少し長い文になってしまったんですが、この議会の役割を設けたい趣旨は、1つはこの条例の発議者であるということとどこかに入れ込みたいという思いと、もう1つは、そもそもそのなぜ県の役割があるのに、議会の役割がというところ、もう1つは、基本条例にのっとった具体的な施策なんだよというところを明記したいなと思いましたが、特に地域づくり条例のそういった具体的な政策提言等々も付けるかどうかというのはまた考えた方がいいと思うんですけど、何をおいてもやっぱり情報発信の部分で県議会が主導的な役割を担うべきではないかということをおもひまして、こういった文面を考えさせていただきました。以上です。

**委員：**続いて、どうぞ

**委員：**私は、委員から出てきたものを踏まえて書かせていただいたんですけども、三重県の地域づくり条例の方を参考にしまして、議会基本条例 18 条にありますように、「手話の普及その他手話を使用しやすい環境整備に関し、三重県議会基本条例の趣旨にのっとり、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言等に努めなければならない」とさせていただきまして、先ほどからも委員からありますように、こういう議会基本条例が目指すような議員間討議というのを十分踏まえて作ったのだという意味合いも込めて、発議者としての積極的な役割を果たしていくということと、それから議会の権能として、どういうことをやっていくかということをおととは別に分けて考えたいなと考えたところです。また、いろんな特に伊賀市もそうなんですけど、自治基本条例の中には、行政と議会の責務とか役割というのは分かれて書いているところが多いかなと思いますので、本来の二元代表制の姿も踏まえて、そういう議会の役割として盛り込んでいただきたいと思ひます。以上です。

**委員：**お二人から条例案の趣旨も含めて、条例文案を提出いただきましたが、こういう議会の役割ということをおとの中に入れるかどうかも含めて、入れるのであれば今具体的な案を2つ出していただきましたが、どういう形でいくのかということで、委員の皆さんからご意見ございますか。前回の検討会の中には、正副座長としては県の役割の中に当然議会も含まれるのではないかということが1点と、それから三重県議会は議会基本条例を定めておられますので、書くとしてもそのことを地域づくり条例のときもその内容を書くぐらいで、議会基本条例と一緒にすることになってくるんじゃないかという理由から、正副座長案としては入れてないんですけども、そのことも含めて、入れていくかどうかも含めて、委員の皆さんからちょっとご発言があればお願いします。

**委員：**この件につきましては、我々も今日会派の方で意見もいただきました。今、座

長がおっしゃったように、県の役割の中に包含されているので、あえて議会の役割というものを条例の中に入れる必要はないであろう。ただ、そういったものについての議会というものは、せつかくこれ条例を提案してつくるんですから、これに対しての役割とか思いというものは当然言うべきことだけれども、条例の中には入れる必要がないだろうという意見がありました。私も同じ意見でございます。今、委員がおっしゃったこの中身についても十分に尊重すべきことであると思えますけれども、そういったことでもよかろうかなと思えます。

**委員**：他はいかがでしょうか。

**委員**：私も今の委員と同じ意見です。この条例は議提条例で、議員の方から提案する条例ですが、この条例ができたときにこの条例の責任者は知事であるので、知事が議会の役割を特出しして言うということに少し違和感を感じるのですけれども、県の責務の中にこれも含まれているのではないかと思います。それで、議会としては当然この手話言語を推進していきたい立場でこの条例検討会をつくって、議提条例を出そうとするんですから、当然議会としては手話を使った情報発信をしていくべきだと思いますし、そういう施策を実行していくのは当然必要だと思っておりますけれども、この条例として特出しするところまではいかなくていいのではないかなと感じています。

**委員**：他にご意見どうですか、皆さんの方で。書く必要がまずあるかどうかの議論が今ありました。先ほど正副座長で前回の検討会のお話しましたように、県の責務に含まれているのではないかという理由から、お二人の委員が提案していただいた中身は尊重するとして、ただ、あえて条文に記すのはいかがかなというご意見でしたけれども、その他の委員の皆さんはどうですかね。

**委員**：私もお2人と同じような形で、県の中に入っているからあえて書く必要はないと思います。ただし、2人がおっしゃられることを尊重したような条例にしていただけならばというふうに思います。

**委員**：他どうですか。

**委員**：まだどちらがいいとは判断つきかねますが、例えば、三重県地域づくり条例の中に議会の役割があって、地域づくりはそれぞれの主体者が行うものだけれども、議会としてはこういうことに努めなければならないよという内容で書いていただいているので、例えば、この手話言語条例についても、それぞれに役割はあるんだけれども、その中の1つとしての議会はこういう役割だよ、こういうことを頑張らなくちゃいけないよと書くことについては、違和感はないかなというふうには思います。ただ、特出しをする必要性が、どれだけあるかというのは、ちょっと難しいかなとは思いますが、絶対あってはいけないというふうには思いません。それから、もし書いていただくときに、お二人の委員の案のうち最初の案ですけれども、すごく限定されるという気がして、例えば、議会内での審議や広聴広報の機会において、手話による情報発信というふうに、発信なんです、相

互のことなので、もし入れるのであれば、もうすこし広く書いていただいた方がいろんなことを実際にやりやすいのかなというふうには思いました。ちょっと答えになっていないと思いますが、そういうふうには思います。

委員：他いかがですか。

委員：私も会派で意見はまとめていませんので、個人的な意見なんですけれども、別に特出しするというようなことでもないのかなとは思いますが、施策の中では、特に議会に関することについては、広くろう者の方々が他の方と同じ権利を持つという状態というのが一番望ましいわけですから、そこを保障できるようなことをきちんとやっていくべきだなというふうには思います。

委員：他いかがですか。

委員：私も同じ意見で、県の役割の中に包含されているので、あえて議会の役割というものを条例の中に入れる必要はないであろうと考えます。

委員：他いかがですか

委員：今回、お二人の委員から案の提出をいただいて、特に書き出しの「議会はこの条例の発議者であることに鑑み」という部分、入れるのであればこの1文は特に重要かなという思いがあった中で、今、様々ご意見いただく中でまだまだ勉強不足ではありますが、議会がこの条例の発議者であるということがどこかでうたわれることで、この条例が県民の皆さんにとってプラスになるとか、ろう者の皆さんにとって非常にその方がプラスになるというのであれば、入れていただくのはいいのかなという感覚はありました。特出しする必要があるとかないかという部分に関しては、そこまでの必要はないという思いはあるんですけども、そういう感覚はあります。

委員：他いかがですか。

委員：私もちょっとまだはっきりとは自分の中でもどちらにというところまでの考えは至ってなくて、考えながらいたんですけども、ただ、今、委員が言われた部分は、やはりどこかにあってもいいのではないかと思うんです。そういう中で、情報提供という部分で、まず第1にろう者の方々のことを考えたときに、1番良いものであって欲しいなという思いがありますので、どちらというところまで、言えないんですけども、1文入っていると、議会としてのある部分としてはいいのかなというふうなところですが、まだはっきりとは至ってないですが、ちょっとそこのところだけは申し伝えたいなと思っております。

委員：他にいかがですか。

委員：条文の構成を見ていると、この後の第6条あたりには事業者の役割というものも規定していますし、入れようと思えば、議会の役割を入れてもいいような気がするんですが、先ほど来、議論になっているのは、議提条例だから入れた方がいいんじゃないのというところになってくると、今後全て入れていかなければならなくなるんじゃないのかな、というそんな感じもするので、どっちがいいとはなかなか決めかねるところなんですけど、提案説明なんかで補足をしてい

くとかということも十分可能なのかなとは思いますが。

**委員**：何かご意見はありますか。

**委員**：皆さんの意見を伺ったあとに申し述べようと思っていたんですけど、1つは議提条例という性質、それゆえにここにも発議者というところの明言を、議提条例ではあるけれども、条例として成立した後は、なかなか他の条例と同様になってしまうので、僕はむしろ議提条例である部分、なるべく議会の役割、議会の責務というのを常に置けないかという挑戦をしていくべきかなと思っております。これは先ほどのご意見に対するお答えにもなるんですけど、むしろ議提条例としてやっていく以上、議会の役割というのを積極的に打ち出すべきではないかなというふうに思っています。あと、情報発信の部分は確かにそうで、後の施策の部分で第8条くらいのところには、県は情報発信というふうになってはいますけれども、発信だけじゃなくて、確かに「広聴広報の機会において」と書いてあるので、受ける方も合わせたところは取り込むべきかなというふうには思っていますが、性質上確かに県の役割とか、結局県議会が予算をとってやっていこうにも県からもらう予算でやるしかないの、その部分では県の役割に包含はされるんですが、二元代表ですので、県議会の役割というのを積極的に発信をした方がいいんじゃないかなという思いがございます。提案ですけど、これはここで議論してもなかなか決まらないので、今日の検討会が終わって会派へ持ち帰りということになると思うので、この紙も一緒に入れてもらうことをお願いして、県議会の大勢がいらないだろうということになれば、そこまで強く求めるつもりもないのですが、一度会派持ち帰りの中にこの紙も入れていただければなというのが要望です。

**委員**：わかりました。

**委員**：今、委員がおっしゃったように、この議論は、委員が一番最初にこの県議会の役割というものをおっしゃったときに、我々の会派でいち早くそれを受け止めたんですよ。もちろんおっしゃることはよくわかる。良いことだなという意見もあります。だけど、そこまでやるといろいろ議会の責務、いろんなこと言われているじゃないですか。RDFの問題も。そこまで我々が責任持てるかどうかということもありますので、今おっしゃったように、一度会派でそれぞれが議論していただいて、総意で決めていけばよろしいんじゃないですかね。そういうことでぜひよろしくお願いします。

**委員**：皆様のご意見いただきましたので、まとめというか、今の皆さんの意見を聞いていまして、基本的には今言われたような「条例の発議者であることに鑑み」ということは何名かも言っていただきましたが、こういう趣旨というのは議提条例でやる以上はやっぱり発案者として思いを込めてというのは大事だと思っています。ただこれを条文に書くかどうかということは、正副で議論したときには、それは条文にどうかな、なじむかなというのはちょっとありました。ただ、思いとしてはよくわかりますので、先ほどもご意見ありましたように、少なくとも提案説明とか、そういうところには強い思いは入れていくということ

は必ずしていききたいなということが1点と、それからもう1点、この条例に条文として入れるかどうかということで行くと、正副で議論していたときには、過去にも何度かこういう議論が県議会であったことも考えると、やっぱり議会というのはそもそも選挙を通じて、われわれは選ばれているということを考えると、議会というのは、大前提は県民の付託を受けた者が制約なしにここで自由に議論ができるというのは、これは大前提であって、そのことを例えば条例とか、いろんな形で責務とか何らかということで、何らか制限を加えることというときはより慎重であるべきだというのは、これは過去の県議会での議論の積み重ねでもあるなということは、正副で確認をしておりました。そんな中で、当然必要なことは書いていかなあかんのですけども、そういうことを考えると、将来の議会に対して、一定の何らかの制約を与えることとか、そういうことは、我々はより慎重であるべきだということを考えると、今回正副の案としては、議会の役割的なことをそこまで考えると、入れるのはどうかなということにはなりました。したがって、今だいたい皆さんの意見を聞いていても、入れるかどうか、ちょっとどうかなという意見も結構多くある中でしたので、正副案としては基本的には今入れない形にはしておきますが、ご了解いただいて、ただ、先ほど提案があったようにこの案を出してもらったことで、会派へこれから持ち帰っていただくときに、われわれはやっぱり議会人ですので、会派の皆さんにも議会の役割をここへ追加することの議論もあったと。そのことについて、会派で意見もいただきたいということは会派で話をしていただいて、そこで各会派がまた持ち寄っていただいたときに、やっぱり入れるべきだということになったときには、このお二人の案をもう一度改めてそこで協議をさせていただくという形でよろしいですかね。一応会派に持ち帰っていただいたときには、議会の役割を入れるかどうかの議論も実はあるんですと。ただ、正副案としては、とりあえず今の形で会派の皆さんへはお示しをさせていただきますので、そこで議論の中で委員の皆さんの方から会派へ説明をしていただくということで、よろしく願いをいたします。ということで、議会の役割のところについては、先ほど申し上げたような形の整理とさせていただきますので、再度また次回の検討会、会派からの意見を皆さんからも吸い上げていただいて、ここでまた出していただければと思います。

それでは、次に「第4 市町との連携及び協力」について議論いたします。

条文案を掲載していますので、事務局に朗読させます。

**事務局：**「第4 市町との連携及び協力」。県は、手話を使用しやすい環境の整備及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

**委員：**これについては委員の皆さんいかがでしょうか。ここは前回、委員からも連携、協力もやむなしというご意見もいただきましたので、このように提案をさせていただきましたが、いかがですかね。よろしいですか。では、第4条は一応こ

の形とさせていただきます。

続きまして、「第5 県民の役割」について議論いたします。条文案を掲載していますので、事務局に朗読させます。

**事務局**：「第5 県民の役割」。①県民は、基本理念を理解するよう努めるものとする。

②ろう者及び手話通訳を行う者は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

**委員**：「第5 県民の役割」ですが、委員の皆さんの方から何かご意見はございますか。概ねだいたい他の条文と同じ形かなということを書いてありますが、よろしいですかね。

では、続きまして、「第6 事業者の役割」について議論いたします。条文案を掲載していますので、事務局に朗読させます。

**事務局**：「第6 事業者の役割」。事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対し、サービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

**委員**：第6条のところですが、ここについては前回の検討会のときもいろいろご意見がありました。手話の使用の事業者への書き方で、過度な負担を求めるものになると、かえって手話の普及が難しくなるんじゃないかとか、いろいろあった中で、手話の使用に関しては合理的な配慮を行うという表現を使わせていただきました。委員の皆さんの方からご意見ございますでしょうか。

**委員**：これはこれでいいと思います。すいません。ちょっと手上げたのは、第5条の県民の役割の第1項をさっき言っていて、ちょっと発言をさせていただきたく思います。

**委員**：飛ばしてしまいました。申し訳ないです。どうぞ。

**委員**：鳥取県の条例の第3条の2項もこうなっていて、構成はこうなっていて、鳥取県の逐条解説を見て納得したので、さっきの話はもうオッケーですので、このままで流してください。第3条も第5条もこれで結構だと思います。

**委員**：すいません。議会の役割を議論していたときに、この第3条の第2項の話は第5条のときにすると言っていて、忘れていまして申し訳ございませんでした。よかったですか、これで。

**委員**：納得しましたので、いいです。

**委員**：申し訳ないです。第5条、あるいは第3条の2項についてもちょっと保留になっていましたが、この基本理念に対する県民の理解を深めるものとするということで、一応案とさせていただきます。それでは、第6条へ戻りまして、事業者の役割のところについて、ご意見はいかがでしょうか。

**委員**：私は文章としてはこれでいいと思うんですが、障害者差別解消法の中でも合理的配慮って何を指すか、というのがすごく難しいという話があるので、やっぱり逐条解説等の中で、何とは書ききれないですけども、どう捉えるかという考え方だけはある程度書き込む必要があるかなと思います。そうでなければ、

人によって合理的配慮って何かとか、場面によって違うと思うので、そのあたりの概念的なことというのは必要なんじゃないかなと思います。

**委員：**そうですね。これはまた逐条解説を作っていくときに議論させていただくということで、承りました。他いかがでしょうか。よろしいですかね。それでは、「第6 事業者の役割」のところはこのようにさせていただきます。

次に、「第7 計画の策定」について議論いたします。この計画の策定に関しては、執行部にとって施策を推進しやすい方法はどのようなものがあるか。事実とか現状をちょっと把握した上で検討するのが適切であるということから、正副座長で執行部から事実等を聴取することとしていました。ということで、その結果は3ページの下に記載してある通りです。ということで、この各論の「第7 計画の策定」で、3ページの下に、執行部聴取結果というのを書かせていただきました。先日、副座長とともに執行部と協議した結果がここです。少し読ませていただきますと、計画の策定について、障がい者施策に関しては、障害者基本法に基づき障害者計画を策定しているので、手話について独自の計画を定めると、障害者計画との関係や他施策とのバランスなどの点で課題がある。障害者計画において手話に関する施策を定めることとし、障害者計画の実行計画として、手話に関する施策をまとめた計画を別途策定することにより、障害者計画と手話施策に関する計画の関係性を整え、他施策とのバランスも保ちながら、手話に関する施策を具体的に明示することができる。というのが計画の策定についての執行部からの意見をまとめたものであります。次に、協議会についてということも、合わせてその先のところですが、障害者計画の策定等のための附属機関として、「三重県障害者施策推進協議会」を設置しているので、同協議会の意見を聴くものとしつつ、同協議会に手話に関する部会を設けることにより、当事者の意見等を反映した専門的で詳細な審議が期待できる。ということで、今現在、長野県でもこのような形が検討されているということで、執行部の方からの意見を取りまとめております。というような執行部の意見の聴取結果ではありますが、これを踏まえて、条例案では障害者基本法第11条第2項の規定による障害者計画において、手話のための施策を定めることとし、三重県障害者施策推進協議会の意見を聞くこととしています。なお、この三重県障害者施策推進協議会の下に手話に関する部会を設けることができるよう、この手話条例の附則で三重県障害者施策推進協議会条例を一部改正することとしています。条文案を掲載していますので、事務局に朗読させます。

**事務局：**「第7 計画の策定」。①県は、障害者基本法第11条第2項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

②知事は、①の施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聞かなければならない。

三重県障害者施策推進協議会に手話に関する部会を設置することができるよ

う、附則で関連条例を改正するということでございます。

**委員：**というふうな形で、ここも結構前回までの検討会でも皆さんからいろいろなご意見があって、しっかり推進計画をつくること、それから、推進体制をしっかりとつくること。ただ、その推進体制をつくるにあたっては、当然執行部との兼ね合いもあるので、具体的にどこまでこの条例に書き込んでいいのかどうか、ということは一度正副座長で執行部と協議をするというのが前回までだったと思いますが、協議の結果、このような条文案とさせていただきます。委員の皆さんの方からご意見等ございますでしょうか。だいたいこの方向でよろしいですか。皆さんの思いは、当然きっちりむしろ執行部の方も共通の認識を持っていただいて、ほとんど100%入れ込めた形なのかなというふうに思っておりますが、よろしいですかね、こういう形で。では、第7条はそのようにさせていただきます。

次に、「第8 手話による情報の発信等」について議論します。条文案を掲載していますので、事務局に朗読させます。

**事務局：**「第8 手話による情報の発信等」。①県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話による情報の発信に努めるものとする。

②県は、ろう者が手話を日常的に使うことができ、手話により情報を入手することができる環境を整備するため、手話通訳を行う者の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点の支援等を行うよう努めるものとする。

③県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

**委員：**ということで3つであります。この基本的施策につきまして、委員の皆さんの方から何かご意見ございますか。1項が総論、2項が普段のことで、今回第3項に皆さんからたくさんご意見があった非常時というか、災害時の分を三重県の独自のものとして入れさせていただきました。

**委員：**3項、こういう形で上手くまとめていただいて、ありがとうございます。後半なんかは円滑な意思疎通のための努力をするということでありまして、そう考えると、その1項の部分で、先ほどおっしゃっていた情報の発信に努めるものとするという形になっているんですけども、その発信を1項にして、3項はその意思疎通、発信、受信でいいんだという考え方もできますし、1項の部分にも広聴の部分で、聴く側ですね。ろう者からの意見をくみ取るみたいな形の何かそういうのを入れた方がいいのかなとも思ったりしているんですけど、かと言って上手く条文案が上がってこないんですけど、その点皆さんのお考えはいかがですか。

**委員：**発信だけじゃないだろうという趣旨ですよ。他の委員の皆さんどうですか。具体的なこんな書き方どうだろうというのを含めて、もしあればですが。いかがですか、この基本的施策のところ。例えば、これ正副座長で提案した後、い



ろいろ協議していたときも言っていたんですけど、確かにその発信だけでいいのかなという議論は実は2人でもしてしまっていて、かと言って、どういう表現にしようかなといったときに、これも皆さんの検討の材料として出させてもらおうと、例えば、手話による情報のバリアフリー等とかですね、という言い方はどうだろうかなということは正副座長で言っていました。で、第1項のところは、手話による情報のバリアフリーに努めるものとする、というのはどうかなと言っていたんですが、でも発信の方がいいのか、両方という意味だと情報のバリアフリーという表現の方がいいのかなということを言いながら、ここは発信と書かせてもらっているところがあるんですが、そのことも含めてもし皆さんのもしご意見があれば。他県の例とかだと、ここは発信だったんですよ、ずっと。いかがですかね。

**委員：**自分で提案しておいてなんなんですけど、考えを整理すると、1項は平時というか、通常の時で県がやれる取組としては、情報の発信の部分で、例えば、テレビでの放映なんかには手話通訳を囲みで、手話ニュースみたいな形で発信をするという形でいいのかなと。で、3項で緊急時の場合はそれだけじゃなくて、やはり手話でコミュニケーションを取る必要のある方がいて、そのための措置をすべきだというふうに書いてあるので、そういう意味では、今の現状のこういう形である程度の部分の機会は保障されるのかなとは思いますが、平時の場合で手話を必要とする方がどういう形で県に発信をするかというのは、ちょっと僕もイメージがつきにくいなと思うと、平時は発信に重きを置いた記載でいいのかなというふうにも、提案をしておいた後に考えてみるとこれでいいかなとも思ったりしています。

**委員：**情報の発信でいいだろうということですね、案としては。他委員の皆さん。

**委員：**今、委員がおっしゃったように、これでいいと思います。

**委員：**わかりました。他いかがですか。

**委員：**いいかなとは思いますが、でも例えば、県政に対して何か言いたいというときに、書いてファックスで送ってくるということは、そもそも手話を言語として保障していないことになってしまいはしないのか。書く文って、私らがこうやって普通にしゃべっているのと一緒ですよ。だから、それはいいのかなというのが気になります。すいません。だからどうするという事は難しいなと思うんですけど、それを保障するというふうに最初からずっとおきながら、ここに来たときに情報を得ることができるように、手話による情報の発信に努めるのはもちろんなんですけど、自分たちから言いたいことが言えるというか、それを保障しなくていいのかなというところが気になります。ごめんなさい。他にないかなと思うので。

**委員：**そうすると、例えば1項のところにもうちょっと加筆するべきだという感じですかね。

**委員：**1項にもしそういう考えを入れ込んだ方がいいのであれば、①のところに全体

的に受発信ができるような、広い書き方でいいと思うんですけれども。

**委員**：手話による情報の受発信に努めることとする。

**委員**：そういう言葉があるかどうかわかりませんが、受信と発信は両方いるかなという気がいたします。それがきっとバリアフリーということではないかと思われ  
ます。

**委員**：手話による情報のバリアフリーに努めることとするならどう、例えば。それではちょっと広がりすぎますか。

**委員**：バリアフリーというのが相互のそれぞれが使っている言語を保障した上での情報のやりとりということを指すのであれば、バリアフリーという言葉でもいいと思います。でも、そういう相互にそれぞれの言語を使っての情報のやりとりを県はできるように考えなくちゃいけないよという考えは必要なんじゃないでしょうか。

**委員**：他の方どうでしょうか。

**委員**：非常に難しいところだけど、バリアフリーとすると、やっぱりちょっと分かりにくいから、もし委員の言うようにするのであれば、受発信の方がいいと思います。でも、そこまでする必要はあるのかなという気はします。

**委員**：ちなみに事務局に、受発信という言葉ってどうですかね。

**事務局**：受発信というのはあるかと思いますが。

**委員**：発信というのは発信するだけで、今相互というイメージを入れるときに、受発信という言葉を入れてはどうか、というのがいかがかなということについてはどうですか。

**事務局**：受発信自体は大丈夫だと思うんですが、その前の段階で、ろう者が速やかに得ることができるようにということがありますので、これだと発信に限られる内容になるのかなというふうには思います。それと、あと2項の方では全体的な部分、受信することができるというわけではないですけれども、受ける方ですと相談に応じる拠点の支援という、ろう者からの相談に応じる部分というのがこちらでも、全部でないにしても一部はカバーしているのかなというふうには思います。

**委員**：そうすると、受発信という言葉自体は別に問題ないだろうけれども、第1項にここに受発信と入れると、その前段のところのろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるように、と書いてあるから、ここはやっぱり発信だけの方が文面としては第1項はいいのではないかということですね。

**事務局**：はい。受発信にするとちょっと前の部分も変えなきゃいけないということですよ。

**委員**：という意見なんですけど、どうですか。受発信という言葉自体使えないことはないみたいなんですけれども。どうですか。ただ、相互という意味でいうと、先ほど説明いただきましたように、確かに第2項のところの拠点の支援というところは、その意味もここには入ってくるのかなということではありましたが。

**委員**：相談だけではないと思うんです。県民として、やっぱり言いたいことがあるというときの保障をどうするかだと思うので、入れるのだとしたらですよ。例えば、県はろう者が県政に関する考えを発し、または情報を速やかに得ることができるよう、ということを実面的に少し入れれば、一番目は受発信というふうに繋げることはできるんじゃないでしょうか。

**委員**：ちょっともう一度言ってもらえますか。

**委員**：ろう者が県政に関する、例えば考えを発し、または県政に関するでもいいですし、情報とかがつれば可能かなと。いつも相談をすとか、そういうことではないんじゃないか。一県民として、県政に対して言いたいことがあるんだという権利者なので、相談に集約してはいけないような気がします。

**委員**：ということは、第2項のところだけの内容だけではなく、幅広く相互のという意味でいうと、第1項の総論的なところに受発信というか、お互いのというニュアンスが入るべきであろうということですね。という考え方については、どうですか、皆さん。

**委員**：今、委員のお話を聞かせていただいて、なるほどその通りだなという思いがあった上で、先ほど情報のバリアフリーという言葉聞いて、私的には結構新しい言葉で非常にインパクトがありまして、ちょっとわかりにくい、受発信の方がわかりやすいんじゃないかという意見もありましたが、県民の皆さんが読んだときに情報のバリアフリーって読んだときに、確かにこれ何だという言葉になったときに、だからこそ、この手話言語条例を制定したというか、深くそこで考えていただくことも非常に重要ななという思いがありまして、バリアフリーという言葉、非常にいいんじゃないかなという思いがありまして、その方が相互にということもありますし、そういう感覚があります。

**委員**：ろう者から見れば言いたい、聞きたいという思いは非常に強くて、委員がこだわる部分というのはよくわかりますし、文言についてはバリアフリーがいいのかどうか、というのはちょっと正副の方で考えさせていただいて、適当な文言で調整をさせていただければと思うんですけれども、どうでしょうか。

**委員**：いいですか。今、副座長に上手くまとめていただきましたが、この1項については、イメージとしては皆さん共有できたかなと思っていて、あとは表現の仕方かなと思っていて、いわゆる発信だけではなくて、相互の意味をちゃんとこの第1項に入れるべきだということで、表現の仕方として、先ほど委員が言っていたような、ろう者が県政に関する考えを発し、または情報を速やかに得ることができるという形にしていくのか、あるいはもっとシンプルに、情報のバリアフリーという言葉で、例えばそれが法律的にいいのかどうかということも含めて、一度文案はこの1項については正副でまた各派へ持って行っていただく段階で出しますので、その段階で皆さんの方でも確認をいただいてということで、よろしく願いいたします。他、この基本的施策はどうですか。よろしいですかね。

それでは、続きまして、「第9 手話通訳を行う人材の育成等」について議論します。条文案を掲載していますので、事務局に朗読させます。

**事務局：**「第9 手話通訳を行う人材の育成等」。県は、手話通訳を行う者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳を行う者の派遣等による意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

**委員：**第9のところですがけれども、ここは前回の検討会のときに、手話通訳の人材育成という言葉はやっぱりタイトルというか、そこへ出していこうということで、それを入れさせていただきました。ということですが、皆さんの方から何かご意見ございますか。よろしいですかね。手話通訳を行う人材育成等はこの形で。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「第10 手話の学習の機会の確保等」について議論します。条文案を掲載していますので、事務局に朗読させます。

**事務局：**「第10 手話の学習の機会の確保等」。①県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳を行う者と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。②県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。③県は、手話に関する学習が共生の精神の涵養に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を、促進するよう努めるものとする。

**委員：**第10のところ、手話の学習機会の確保等につきまして、委員の皆さんの方からご意見ございますか。3項を新たに設けて、これまでの他県のものよりちょっと整理をさせていただいた形であります。先ほど大学の自治の報告もありましたが、そのことを踏まえて、このような文面にさせていただきましたが、よろしいですかね。それでは、第10につきましても、そのようにさせていただきます。

続きまして、「第11 学校における手話の学習等」について議論します。条文案を掲載していますので、事務局に朗読させます。

**事務局：**「第11 学校における手話の学習等」。①県は、聴覚障がいのある幼児、児童、または生徒（以下「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

②県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育にかかる相談及び支援を行うよう努めるものとする。

③県は、聴覚障害がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。

④県は、1～3に掲げる施策を推進するため、市町その他関係機関と必要な連携を図るものとする。

**委員：**この第11は群馬県とかでは、学校における手話の普及ってなっていたと思うんですが、前回の検討会の議論も踏まえまして、学校における手話の学習という形にさせていただいたのと、主語が群馬県等では、学校の設置者というふうになっていたのを県にして、そうしたことによって、特に乳児の部分は学校ではない部分を第3項を新たに設けて、これは学校ではなくて県がということになってくるんだらうと思うんですけれども、設置者としての県ではなくて、県はということで乳児に対してもしっかりとという部分を第3項で設けたという形にさせていただいております。ご意見はいかがでしょうか。前回いろいろご意見があったやつはだいたい入れさせていただいた形になっているのかなというふうに思いますが、よろしいですかね。では、第11はそのようにさせていただきます。

続きまして、「第12 事業者への支援」について議論します。条文案を掲載していますので、事務局に朗読させます。

**事務局：**「第12 事業者への支援」。県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

**委員：**この12の事業者への支援については、ご意見いかがでしょうか。よろしいですかね。

では、次に「第13 手話に関する調査研究」と「第14 財政上の措置」について議論します。条文案を掲載していますので、事務局に朗読させます。

**事務局：**「第13 手話に関する調査研究」。県は、ろう者及び手話通訳を行う者が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

「第14 財政上の措置」。県は手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**委員：**ということで、最後この第13、14のところですが、委員の皆さんからご意見ございますでしょうか。よろしいですかね、このところ。それでは、そのように条文はさせていただきたいと思います。

ということで、第14まで今議論をいただきまして、次に条例の名称についての議論もしていただきたいなと思っています。すでに条例を制定している3県においては、いずれも手話言語条例という名称を用いており、当県においても手話言語条例という名称を用いてはどうかというふうに正副座長としては案として考えていますが、委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。これからパブリックコメント募集するのに条例のタイトルが付いていないといけませんので、他県の例を習うと三重県手話言語条例という形があれなんですけど、いやもっとうこういう名前の方がというのがもしあればこの際ご意見をお願いします。

一番分かりやすいかなと思って、正副座長としてはシンプルなのでどうかという事なんですけど、よろしいでしょうか。これから会派の協議をまずしていただきますけど、案としては三重県手話言語条例ということで、仮で案として名前はそうさせていただきたいと思います。

次に、前文について議論いたします。前文に盛り込むべき内容については、これまでも各委員からご意見をいただいておりますが、改めてぜひこの趣旨を盛り込みたいという意見があれば、表明をしていただけたらなと思います。前文は会派へ持ち帰っていただくときには、またこれから改めて議論しようと思っておりますので、まだ時間はあるんですが、条文とはまた違いますので。これから前文の案をつくっていくのに、もしこの際こういうことは前文に入れてほしいなというのがありましたら。

**委員：**この前、県外調査も行かせていただいたときに、特にろうあ連盟の皆さんから、三重県のろう学校での手話の普及が割と先駆的だったということと、伊勢市の手話観光ボランティアの取組は、非常に有意義だというお褒めの言葉もいただいたので、そういったところは、これでも前文なのかな。前文で入れたらいかがかないというふうに思います。

**委員：**歴史的なものということですね。三重県のこれまでの歴史的なもので、ろう学校が取り組んできた先駆的な取組を前文にもうたう。その先駆的な理念を入れ込むことと、条文の中にも観光を特出ししていることには意味があるということも前文でもうたったらどうかという趣旨ですね。了解しました。他いかがでしょうか。

**委員：**同じです。私も意見シートの中に入れてもらったのが、やはり前文の中にこの歴史をどうしても入れてほしいなと思っていた文でしたので、同じです。

**委員：**他の方どうでしょうか。

**委員：**今回、災害に対する部分ということもこの条文の中に入れてさせていただいたという経緯があって、いろんな方がお話いただく中で、やっぱり東日本大震災等で耳が聴こえなかったために被災、逃げるができなかったという、そういった事故も多数あったということがありましたので、そういった歴史というか、そういった部分も入れ込んでどうかないという思いはあります。

**委員：**災害対策に対するこの条例に込めた思いということですね。これまでの歴史も踏まえて。了解しました。他いかがですか。それでは、これまでも委員から前文にこんな思いというのは、意見シートでも出していただいておりますので、そういったものとか、今整理いただいた、3点いただきましたので、その内容等をできるだけ反映する形で前文のたたき台、正副座長案という形でこれから作成して、また後日、この検討会で議論させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ということで、この資料2に関する議論は以上の予定ですが、今改めて全体をとおして、この資料2の仮称の正副座長案につきまして、その他ご意見とか

ありませんでしょうか。

**委員**：ちょっと気になっているんですけど、この 10 条が手話の学習の機会の確保であるわけですが、11 条の方のこの③なんですけど、ここが学校における手話というふうにあって、これ乳児ですよ、乳児ってなっている。ここで乳児の機会確保、あと保護者の機会の確保であるんですけど、10 条で機会であるならば、これは 10 条に持って行った方がすっきりするような気がするんですけども。それと学校じゃないですよ、これ。そこが気になります。

**委員**：なるほど。事務局そのあたりどうですか。今の委員のご指摘は、11 条のこの 3 項を新たに設けたのは、学校の施設管理者としての県の話ではなくて、学校へ行く前の乳児のことをあえて特出しで規定をしたんですけれども、それならば第 10 条の方へ入れた方がスムーズじゃないかということについて。

**事務局**：第 11 に関しましては、ろう者で学校へ通う方、もしくは乳児という、それを対象とした条文にしておりまして、学校も入っていないんですけど、ここは等で読めるのかなということになって、第 10 は一般の県民に対する手話の学習の機会と、そういう意味合いで整理させていただいております。

**委員**：それでも結構ですが、非常にちょっと紛らわしい気がしました。

**委員**：そうですね。今ご説明いただいて、確かに読むと第 10 条は一般県民というか、広くという意味の学習の機会の確保だということで、第 11 条についてはろう者のそれぞれのということで、そうやって説明されると③は 11 条でいいのかなという気はいたしますが、ちょっとそのあたりは逐条等解説するときにももう一度分かりやすく書いておく必要はあるかなと、委員のご指摘で思いましたので、またそのようにさせていただきます。他いかがでしょうか、全体を通して。

**委員**：確認させてください。その他の 2 のところで、先ほども出ていましてけれども、三重県障害者施策推進協議会に部会を置くことができるというふうにするんですが、部会の委員さんというのは、そもそもこの推進協議会に名前を連ねていないと、部会の委員にはなれないということはないですか。

**委員**：今現在、このことを附則に書くというのは、実は三重県障害者施策推進協議会に部会はありませんので、今回手話言語条例ができたことによって、その推進していくための協議会を設置する、要は部会として位置づけてもらうには、こちらの規定も変えてもらう必要がありますので、それを新たに部会が設けられます。執行部との話合いのときに、そういう話でした。それで、新たに設けるので、そのメンバーはという問いかけを我々正副座長からしたところ、当然新たにそのメンバーは、当事者の方の思いがありましたので、当事者の方も入ってもらう形でやっていただく形ですねって言ったら、そのとおりですということですので、全く新たに設けるわけですから、メンバー選定もそこに、この規定改定していただく、新設した中に書いていただければ、そのようになるという理解でいいと思います。

**委員**：わかりました。

委員：この点について、事務局から何かありますか。

事務局：審議会の条例なんかは部会を置く場合に、その親のメンバー以外にもよそから部会にも特別に入れるということができるといった条項を持っている条例もございますので、そこは大丈夫ではないかと思えます。

委員：何が意見はありますか。

委員：ありがとうございました。理解しました。この人は入ってほしいという願いは絶対出てくると思うので、元の協議会に入っている人からしか部会の委員が引っ張ってこれないと嫌だなと思えたので。その辺は今後の話になると思いますけれども、わかりました。ありがとうございます。

委員：他いかがですか、全体を通して。よろしいですか。それでは、他になれば資料2に関する議論を終了いたします。

本日の議論の結果を整理したものを、特に先ほどの整理したもので言うと、1箇所ありましたよね。第8条のところですかね。発信だけではなくて、相互のという部分のところ、文言だけまた整理をさせていただきますが、それを整理をした後にですね、検討会案として後日各委員の皆さんに配布をさせていただきます。次回の検討会では、検討会案に対する各会派の意見を聴取しますので、それまでに各会派においてご議論いただくよう、よろしくお願いいたします。

また、検討会案に対して、執行部にも意見照会を行います。具体的な手続きについては、正副座長にご一任をいただきたいと思います。いかがでしょうか。では、そのようにさせていただきます。執行部からの意見については取りまとめた上、次回の検討会において執行部の意見についても皆さんにお示しをさせていただきます。

本日の議題は以上ですが、他に委員の方々からご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。いいですか。ということで、これで本日の会議は終了いたします。

なお、次回検討会は各会派の意見を取りまとめていただいて、4月11日(月)13時から、この601特別委員会室で開催しますので、よろしくお願いいたします。この後、委員協議を行いますので、委員の方は着席のままお待ちください。委員以外の方はご退出ください。ありがとうございました。

(15:40 終了)